

特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター（以下「本センター」という。）という。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を神奈川県横浜市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本センターは、ボランティア活動により、犯罪等の被害者及びその家族・遺族（以下「被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 本センターは、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング
- (2) 被害者等への直接的支援（危機介入、付添い、その他の役務の提供）
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の申請の補助及び各種申請書類の作成補助
- (4) 被害者自助グループへの支援
- (5) 関係機関・団体等との連携による被害者支援
- (6) ボランティア等の養成及び研修
- (7) 被害者の実態に関する調査及び研究
- (8) 被害者支援活動に関する広報及び啓発
- (9) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 本センターの会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上社員とする。

(1) 正会員 次のイからニまでに該当しない者であつて、本センターの目的に賛同して入会した個人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ロ 人の生命又は身体を害する罪（過失によるものを除く。）を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ニ その他援助事業に関して不公正な行為を行うおそれのある者

(2) 賛助会員 本センターの事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、申し込むものとする。

(会費)

第8条 会員は、年度ごとに総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費の払い込みがないとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決

の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款などに違反したとき
- (2) 本センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 本センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上12人以下
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
 - 3 理事のうち、専務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。ただし、第16条第2項に規定する補欠による役員
の選任の場合は、理事会において選任するものとする。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族、特定の企業あるいは団体の関係者（役員、使用人、大株主等）が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。
- 4 監事は、理事又は本センターの職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本センターの常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本センターの業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本センターの財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本センターの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本センターの財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 役員のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えがたいと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問、参与及び専門委員の設置)

第 19 条 本センターに、顧問、参与及び専門委員を置くことができる。

2 顧問、参与及び専門委員は、学識経験者又は有識者の中から、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本センターの重要会務につき、理事長の諮問に応じる。

4 参与は、理事長が委嘱した事項の処理につき協力する。

5 専門委員は、第 5 条各号に規定する事業につき協力する。

6 顧問、参与及び専門委員は、理事長の要請により、総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(報酬等)

第 20 条 顧問、参与及び専門委員は無報酬とし、役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員、顧問、参与及び専門委員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 21 条 本センターに、事務等を執行するための組織を置き、組織の長その他必要な職員

を置くことができる。

2 第1項に定める組織の組織体制及び業務内容については、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(職員の任免)

第21条の2 職員は理事長が理事会の承認を経て、任免する。

2 職員の給与等については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第22条 本センターの会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第23条 総会は、本センターの最高の意思決定組織であって、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の規定による請求があった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、会議開催の日の5日前までに会議の構成員に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 総会における各正会員の表決権、理事会における各理事の表決権は、それぞれ平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 第2項の規定により表決又は表決を委任した正会員は総会に、前項の規定により表決した理事は理事会にそれぞれ出席したものとみなし、第28条、前条第3項、第4項、次条第1項及び第40条第1項の規定を適用する。

5 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員、理事会の議決について特別の利害関係を有する理事はそれぞれの議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会においては正会員の総数、理事会においては理事の総数
- (3) 総会に出席した正会員数又は理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要（発言者の氏名及び要旨を含む。）及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会においては出席した正会員、理事会においては出席した理事の中から、それぞれの会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第32条 本センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第33条 本センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

（会計の原則）

第34条 本センターの会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものであること
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

（事業計画及び収支予算）

第35条 本センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に、総会においての承認を経て、公安委員会に提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときは、その事業年度開始の日から3月以内に提出するものとする。

これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 36 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 本センターの事業報告及び収支決算は、事業年度毎に理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後 3 月以内に総会の承認を得て、公安委員会に提出しなければならない。

(事業年度)

第 38 条 本センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 39 条 本センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 40 条 本センターの定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。変更したときは、公安委員会に報告しなければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 41 条 本センターは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由により本センターが解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上

の承諾を得なければならない。また、解散するときは、公安委員会に事前に報告しなければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 精算人は、第1項第1号、第3号又は第5号に掲げる事由によって解散した場合には遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 本センターが解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうち類似の目的をもつ法人又は着に若しくは地方公共団体から総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第43条 本センターが合併しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本センターの解散事由にかかる公告は、本センターの掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 水木 初彦・伊東 義矩・梅崎 栄一・大河内 秀明・榊原 高尋・
堤 邦彦・村尾 泰弘・薬師神 不二夫・山田 美和子・和田 恵里子・
渡邊 治重

監事 安藤 義雄・松本 純也

3 この法人の設立当初の役員の任期は第18条第1項の規定にかかわらず平成16年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費 正会員 個人 5,000円
賛助会員 個人 1口 3,000円(1口以上)

団体 1口 10,000円 (1口以上)

附 則

(施行期日)

この定款は、平成 15 年 9 月 24 日から施行する

附 則

この定款は、平成 18 年 9 月 26 日から施行する

附 則

この定款は、平成 20 年 11 月 11 日から施行する

附則

この定款は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する